

東京都社会保険労務士会世田谷支部
令和4年 第1回支部定例会 次第

日 時 令和4年6月21日(水) 18:15~20:30
開催場所 三軒茶屋キャロットタワー5階 セミナールームA・B およびZOOM配信

1. 開会・支部長挨拶
2. 東京会、連合会、統括支部からの報告
3. 支部委員会・部会・PJから報告
 - ・開業部会(労働条件調査PJ) 資料1
 - ・職域拡大委員会 資料2
 - ・厚生労働委員会 資料3
 - ・広報委員会 資料4
 - ・研修委員会 資料5
 - ・総務委員会
 - ・学校教育プロジェクトチーム
 - ・その他
4. 政治連盟からのお知らせ
5. 業務研修
 - 『消費税インボイス制度の導入と社会保険労務士業務への影響』
 - 講師 東京税理士会常務理事 北山 雅也 先生 (当支部会員)
6. その他
7. 閉会

令和 4 年度第 1 回世田谷支部定例会
開業部会資料

令和 4 年 6 月 21 日
開業部会
担当副支部長 高野 裕之

令和 4 年度世田谷支部 開業部会 事業状況経過（議案書内容に加筆）

令和元年度より担当している、世田谷区の公契約条例に基づく事業所労働条件調査事業の取り纏め、および運営をいたします。

（世田谷区事業所労働条件調査事業）

① 調査担当社労士

令和 4 年度前半に経験者、未経験者を含めて、20 名程度の調査担当社労士を、募集し選抜します。何らかの事情で欠員が生じた場合は、支部会員の中から調査事業経験者を優先して補充依頼します。

➤ 近日中に募集開始します。

② 令和 4 年度の調査担当社労士向けに、労働条件調査事業の説明会を実施します。

➤ 7 月下旬から 8 月初旬に応募した支部会員を対象とした、説明会（ZOOM）を実施予定です。

③ 登録社会保険労務士の担当編成（調査チーム編成）をします。その際は、開業年数等の経験を踏まえ、ベテラン、新人を織り交ぜたチーム編成といたします。

➤ 説明会後に調査チーム編成をいたします。

④ 調査先事業所数は、10 件前後を予定しています。

➤ 世田谷区財務部からの連絡により、12 件調査依頼を戴いております。

➤ 調査先の内訳は、委託事業 6 件、建設土木事業 6 件となります。

⑤ 公正性を意識した、調査評価基準の策定、調整を実施します。

⑥ 調査チームによる調査対象事業所への訪問調査（区会議室利用を含む）、報告書策定を支援します。

⑦ 世田谷区（担当部署：財務部）へ提出する調査報告書等を印刷し、製本した納品物を準備します。

⑧ 世田谷区（財務部）へ、調査チーム毎の調査報告書等の提出説明時に同行し、立ち会います。

⑨ 世田谷区（財務部）へ提出後の調査報告書等の控えを保管します。

⑩ 世田谷区（財務部）経由で、調査先事業所からの意見が出た場合は、調査担当社労士へ事業所意見に対する所見作成を依頼します。

⑪ 次年度向けとして、調査担当した社労士からの意見調整等をします。

⑫ 次年度向け同事業に関する世田谷区（財務部）との折衝、対応をします。

※ 当該事業は、東京都社会保険労務士政治連盟世田谷支部との連携が必須です。

以上

令和4年度職域拡大委員会事業計画

1. 相談員派遣

I. 公益財団法人世田谷区産業振興公社主催

○社会保険・労働保険相談

- 定期相談 ①毎月第1日曜日（烏山区民センター）（年度計12回）
②毎週火・金曜日（三茶おしごとカフェ）（年度計95回）
事業所訪問相談・事前予約相談（予約が入り次第随時）

○世田谷合同相談会（年度計2回）

- 5月15日（日） 三茶しゃれなあどホール
相談員：濱本 志帆
10月15日（土） 同
相談員：未定

II. 東京商工会議所世田谷支部主催

- 専門家による無料相談 窓口専門相談 毎月第2木曜日（年度計12回）

III. 世田谷区主催

○がん患者等就労相談

- ①6月25日（土） 三茶おしごとカフェ 相談員：木谷 典子
②8月27日（土） 世田谷区保健センター 相談員：平野 雅美
③10月22日（土） 世田谷区保健センター 相談員：大胡田美奈
④1月28日（土） 三茶おしごとカフェ 相談員：長部 ひろみ
時間：午前9時～正午（1時間×3枠）
⑤街頭相談会共催 相談員：本間 由美子
時間：午前11時～午後3時（1時間×4枠）

○外国人のための専門家相談会 10：00～15：15

- 7月30日（土） 相談員：伊東 美香子

IV. 昭和信用金庫主催

- 個別相談会 昭和信用金庫サポートプラザ
各日3コマ 13：00～16：00 助成金、労務相談一般
原則月1回、第4水曜日開催

2. セミナー講師等の派遣

I. 公益財団法人世田谷区産業振興公社主催

全6回 全てオンライン開催予定

- ①6月10日 ハラスメント防止とマネジメントスキルアップセミナー（事業所向け）
講師：本間 由美子
②6月29日 働くときに知っておきたい労働法（求職者向け）
講師：鈴木 麻利子
③8月 助成金（仮）（事業所向け）
講師：岡本 雅行
④9月 年金（仮）（求職者向け）
講師：秋葉 静枝
⑤令和5年2月 労働法の基礎知識（仮）（求職者向け）
⑥令和5年2月 法改正（仮）（事業所向け）

II. 東京商工会議所世田谷支部

9月13日 働き方改革（仮） トラック支部世田谷支部主催
3階大会議室 講師：斉藤 信之

III. 世田谷区主催（図書館）

12月17日 マンガで学ぶ、知って役立つ労働法（仮） 若年者向け
中央図書館 定員50名 講師：上杉 純一

3. プロジェクトチーム

I. ハラスメント相談窓口受託

世田谷区産業振興公社運営 相談員業務の受託

<プロジェクトメンバー>

大竹 謙一（リーダー） 長部 ひろみ（サブリーダー）

目黒 さとみ 住谷 久美 稲見 奈緒 伊東 美香子

志田 哲也 岡本 雅行

以 上

2022年4月1日申込開始

登録事業者

従業員専用

【運営】(公財)世田谷区産業振興公社(以下「公社」)

世田谷区内中小事業者向け ハラスメント相談窓口を外部委託できます。

2022年4月1日より、中小事業者にも、ハラスメントの雇用管理上の措置義務が求められます。事業規模や業務分担等の事情で、相談窓口を社内に設置することが難しい場合などに、公社へ外部委託することができます。

■窓口利用対象(契約:「事業者」⇔「公社」)

世田谷区内に法人登記かつ主要事業所のある中小企業法人と雇用契約があり区内に勤務する従業員
世田谷区内に主な事業所を有する個人事業主と雇用契約があり区内に勤務する従業員

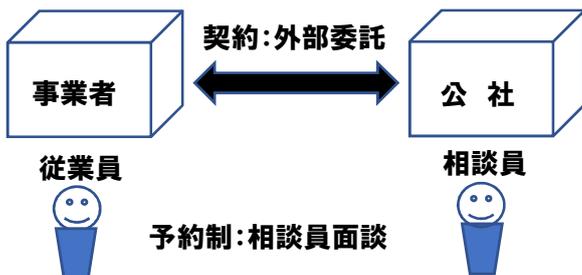
■サービス提供内容

パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどに関する社外相談窓口設置

■利用方法

- ①中小企業法人または個人事業主(以下「事業者」という)が、公社窓口の総合経営相談担当で申込、契約(有料)していただきます。
- ②契約後、事業者が雇用契約する従業員(以下「従業員」という)に、ハラスメント相談窓口の指定連絡先を周知いただきます。
- ③従業員の方に連絡したい内容が生じた場合、公社が面談予約を受付けます。

<参考イメージ>



※事業者への報告は従業員の同意ある場合のみとし、同意ない場合は事業者に情報提供いたしません。

利用契約料は次のとおりです(事業者⇔公社)

- 1事業者/従業員10名までの場合
年間4,800円(1カ月400円)
(セラ・サービス会員の場合:50%割引)
年間2,400円(1カ月200円) ※税別

<利用申込書> 【申込(契約)事業者名】

【住所】世田谷区

【連絡先】(電話)

【ご担当者氏名】

セラ加入事業所 (メールアドレス)

【対象従業員数】 名

該当の方は上のにレ印を記入ください。

【お問い合わせ】 平日9時~17時30分(土日・祝祭日は除きます)

公益財団法人 世田谷区産業振興公社 総合経営相談・商業・ものづくり支援係
〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ4F
電話:03-3411-6613 / FAX:03-3411-6610

ハラスメント相談窓口外部委託事業 利用料

(単位：円)・税別

人数		一般		セラ会員割引	
		1か月単価	12か月(年間)	0.5	
従業員	1～10名	400	4,800	200	2,400
	11～20名	800	9,600	400	4,800
	21～30名	1,200	14,400	600	7,200
	31～40名	1,600	19,200	800	9,600
	41～50名	2,000	24,000	1,000	12,000
	51～60名	2,400	28,800	1,200	14,400
	61～70名	2,800	33,600	1,400	16,800
	71～80名	3,200	38,400	1,600	19,200
	81～90名	3,600	43,200	1,800	21,600
	91～100名	4,000	48,000	2,000	24,000
従業員	101～150名	6,000	72,000	3,000	36,000
	151～200名	8,000	96,000	4,000	48,000
	201～250名	10,000	120,000	5,000	60,000
	251～300名	12,000	144,000	6,000	72,000

※従業員300名までの事業者を対象とする。

運営：

公益財団法人 世田谷区産業振興公社

〒154-0004

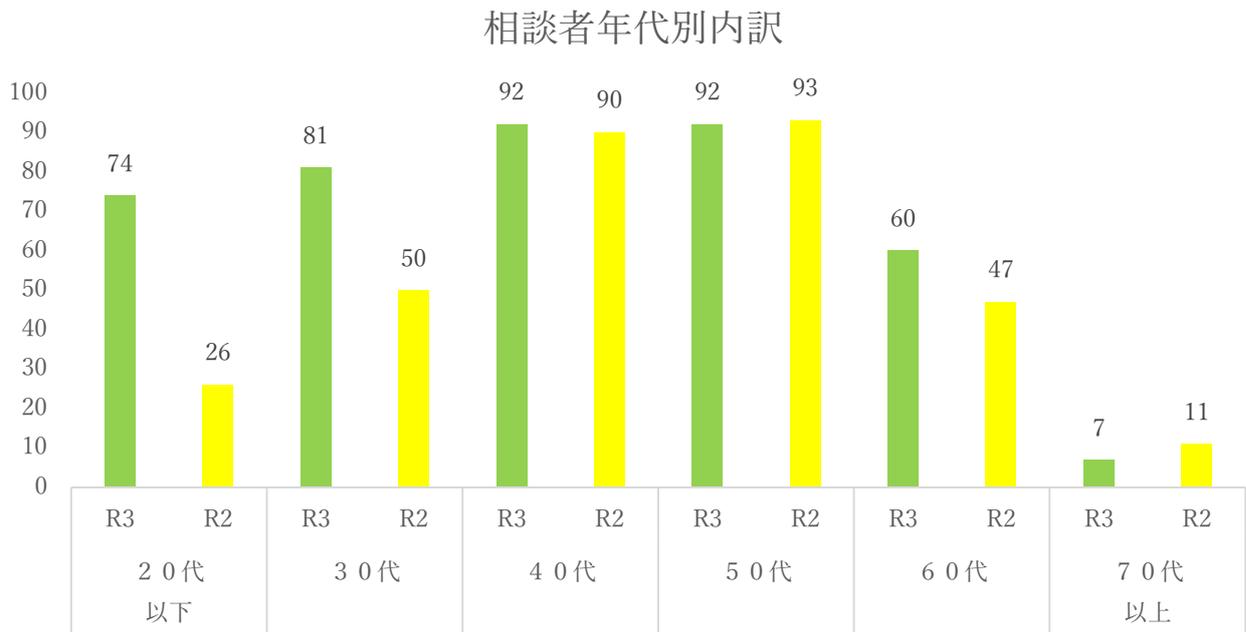
世田谷区太子堂2-16-7世田谷産業プラザ

令和3年度「社会保険と労働相談」分析（令和3年4月～令和4年3月）

東京都社会保険労務士会
世田谷支部

1. 年代別相談人数

例年同様40代と50代が多くなっていますが、20代と30代の相談者も急増しています。
相談内容の偏りは見られず、どの年代からのご相談も多岐に渡っています。



2. 相談者属性

令和3年度は、事業者の割合が少し増えました。
個人の内訳は、労働者、求職者、年金受給者など事業主以外です。



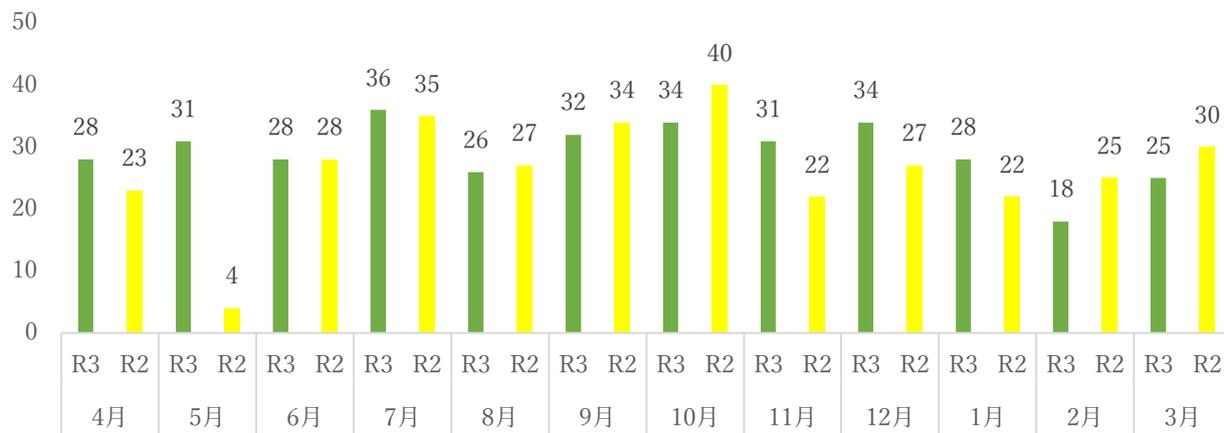
3. 相談人数

定期相談は、感染拡大予防対策を徹底したうえで継続しました。

毎月第一日曜日の烏山区民センターでの定期相談は、5月と7月は中止となりました。

予約相談を含む相談者数の合計は、351人となっています（令和2年度317人）

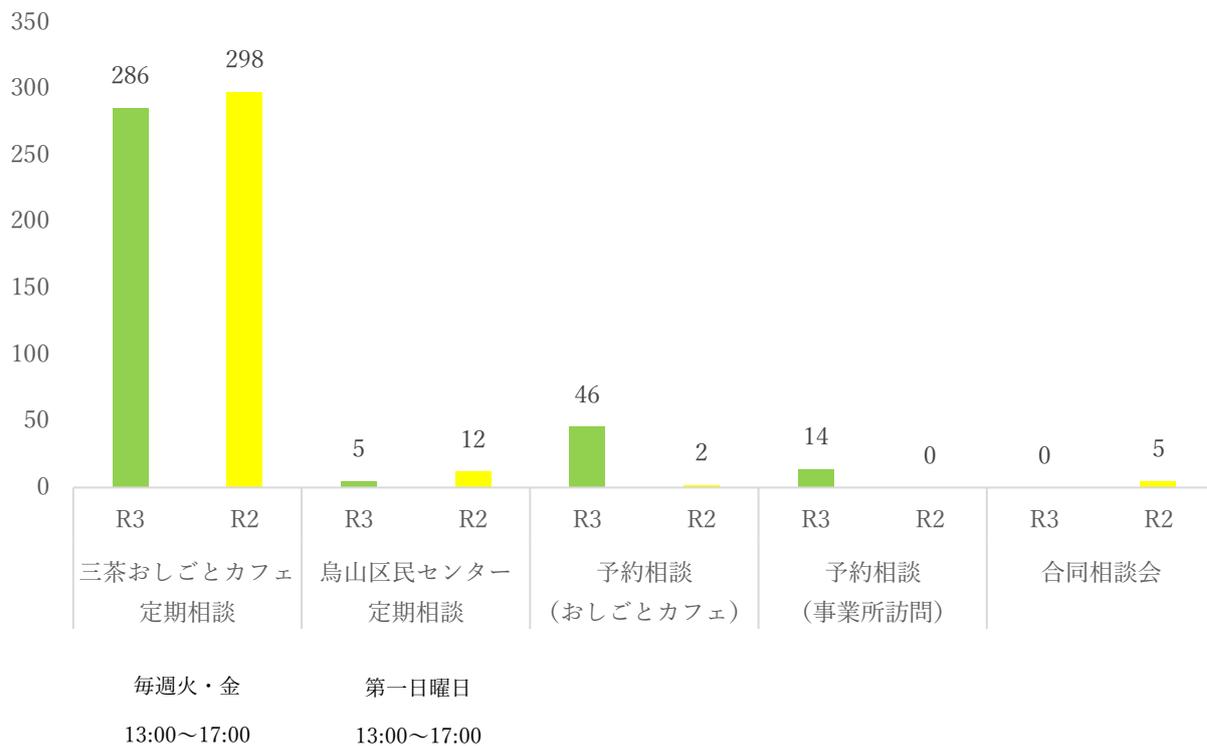
月別相談者数



令和3年度は、4月より予約相談（おしごとカフェ、事業所訪問とも）を再開しました。

毎年5月と10月に行われている合同相談会は、令和3年度は2回とも中止となりました。

相談場所別内訳

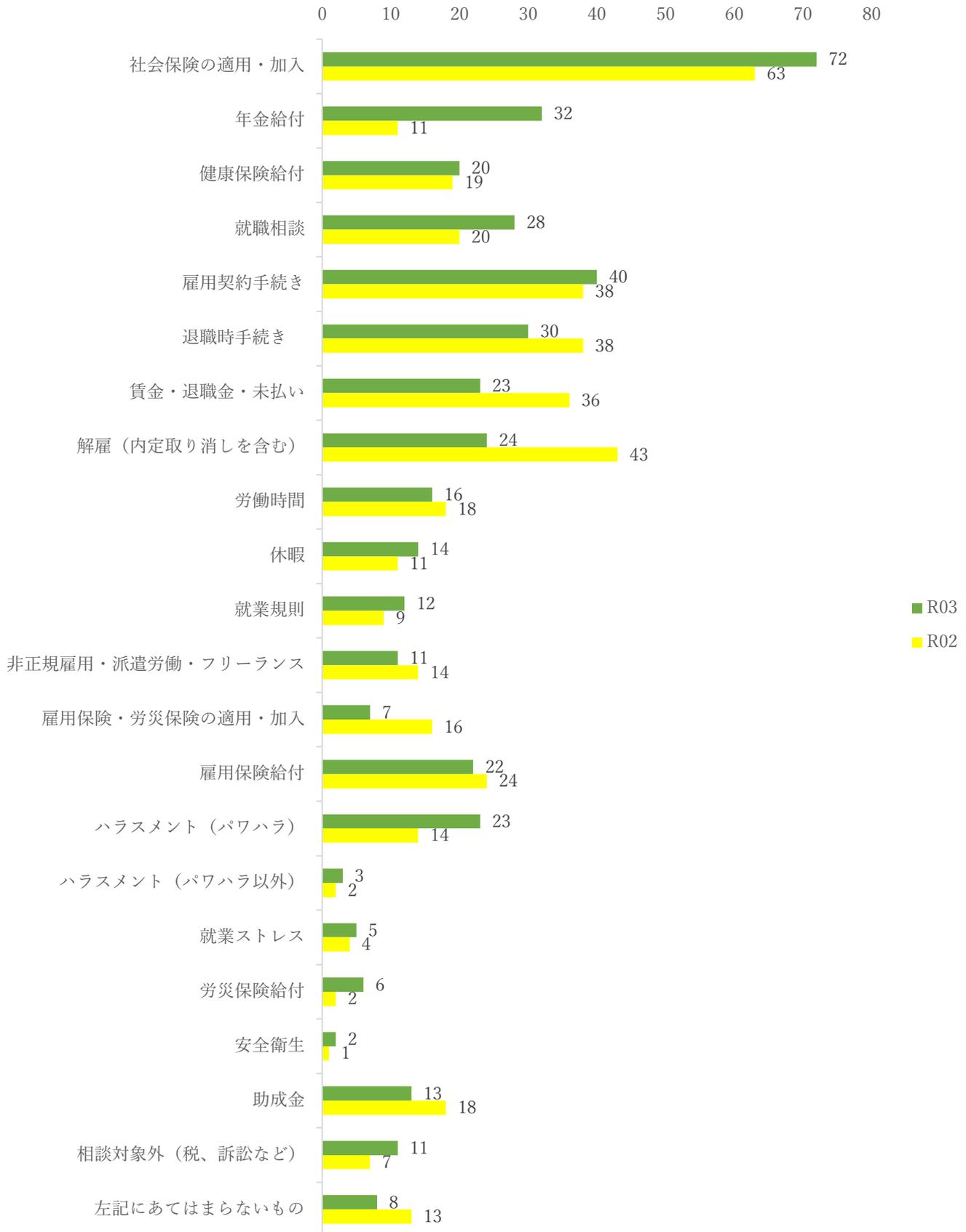


4. 相談内容

新型コロナウイルス感染拡大の影響を明言しての退職、解雇、賃金、助成金等についてのご相談は、前年度は45件でしたが、今年度は22件でした（個人17件、事業者5件）。

件数が最も多い社会保険の適用・加入には、扶養に関するご相談も含まれています。

「その他」には、社会保険労務士として対応できない税金等に関する案件もあります。こうしたご相談に対しては、法テラスや税務署など適切な窓口をご案内しています。



厚生労働委員会活動報告

① 渋谷労働・社会保険推進協力会（渋谷支部との共催事業）の運営

事業主が行う事務手続き及び労務管理に対する相談・指導を目的に、ハローワーク渋谷・渋谷労働基準監督署・渋谷年金事務所・世田谷年金事務所と協力して、事務説明会を渋谷神南合同庁舎に隣接しているハローワーク渋谷会議室にて開催。

1. 本年度6回開催のうち、世田谷支部は、第2回・第4回・第6回の偶数回を担当。
コロナウイルス感染拡大により、第1回、第2回については、開催中止。
2. 令和4年6月7日 渋谷支部とのオンライン会議により、開催方法等について協議、決定。
※ 本年度実施予定日（第3回9/13、第4回11/15、第5回1/17、第6回3/14）
※ ハローワーク渋谷会議室にて、参加企業15社を上限として開催予定

② 臨時労働保険指導員募集、配置、事務連絡

渋谷署：7月1日～7月11日 7日間
労働局：6月21日、7月4日 3日間
※ 計22名の方にご担当頂きます。

③ 厚生労働委員会の開催（オンライン会議）

年1回開催（2023年2月21日）
年2回開催（2023年4月13日）
第3回開催（2023年6月7日）
その他、必要に応じて、オンライン会議にて実施予定。

④ 次年度相談員募集のスケジュール

労働社会保険推進協力会 2023年2月後半に募集案内予定
臨時労働保険指導員 2023年2月後半に募集案内予定

令和4年6月21日

令和4年度広報委員会事業計画

東京都社会保険労務士会世田谷支部広報委員会

1. 相談会・イベント実施及び参加予定

6月11日(土) **実施** <主催> 三軒茶屋街頭労働相談会

*実施詳細は別紙参照をお願いします。

8月6日(土)7日(日) <参加> せたがやふるさと区民まつり

10月22日(土) <参加予定> 世田谷産業フェスタ

11月予定 <主催> 秋季街頭労働相談会

2. 支部広報活動

(1) ホームページによる広報活動

ホームページにて、「世田谷社労士」をアピールする。

・一般の方に対して→より多くの情報をタイムリーにわかりやすく発信する。

・会員に対して →会員ページのトップ画面にスケジュール表掲載。

研修動画などを含めた支部の最新情報を掲載。

蓄積した情報については、わかりやすく整理し、会員が簡単に閲覧できるようにする。

(2) 広報誌ミニナルによる広報活動

「世田谷社労士」の広報ツールとして行政関係機関に配備、およびイベントにて配布。

(3) イベント時の広報活動

チラシ・ポスターの作成・掲示依頼(区・3行政・世田谷線)

イベント記事の掲載依頼(新聞折込チラシ、ウェブサイト)

3. 広報委員会開催予定

4月、9月、2月の年3回開催予定

以 上

2022年三軒茶屋年金・労働相談会

相談票集計報告（概要）

【実施日】令和4年6月11日（土）

【会場】世田谷区・三軒茶屋ふれあい広場

【相談員】石綿繁雄、大胡田美奈、岡野美紗、小柳博恵、佐々木高久、沼井宏泰、元橋美穂、渡辺博正、杉山聡〔見学〕（敬称略・順不同）

【運営】岩城眞也、木谷典子、鈴木麻利子、秋葉静枝、香西由美子、志田哲也、山本太郎

【WM対応】手林裕治、稲見奈緒、浦野敏郎（敬称略・順不同）

※日本年金機構世田谷年金事務所より、WMの取り扱いについてお客様相談室：細野可南子室長代理
国民年金課：竹ヶ原稜氏のご協力を賜りました。

【相談内容の概要】（詳細は別紙参照）

- ・相談 件数：40件（男性21件、女性19件）
- ・年金等関係：40件
- ・労働 関係：6件
- ・WM使用件数：24件（年金記録17、見込み額19）



※相談件数と、年金関係と労働関係の合計、WM使用件数と（ ）の数の合計は必ずしも一致しない

【総評】

- ・今回の年金労働相談は、世田谷区・三軒茶屋ふれあい広場で行われました。
- ・午前中の相談数は11件でしたが、午後は29件となり、倍以上の件数となりました。
- ・相談に見えた方の年齢層では、40歳から60歳未満が最も多く、以下60歳前半、60歳後半、40歳未満となりました。

【目立った相談の内容】

- ・老齢の年金関係の相談が多く、その内容は、退職のタイミングを見据えた見込み額算出の依頼が多かったです。
- ・年金の納付状態や免除や納付猶予についての相談も目立ちました。
- ・繰り下げの手続きや国民年金への任意加入について、年金受給額の増額にからむ質問もありました。
- ・今年10月施行予定の「社会保険の適用拡大」にちなんだ質問もあり、自分の働き方に関する関心の高さも垣間見られました。



ご協力
まことにありがとう
ございました…



三軒茶屋年金・労働相談会 相談結果

【 相談件数 = 40件 】

【 内訳 】

相談内容	年金関係	保険給付(老齢)	19
		保険給付(障害)	1
		保険給付(遺族)	1
		年金記録	9
		年金保険料	1
		年金制度全般	2
		健康保険	0
		適用関係	1
		年金と他の制度	0
		その他(社保関係)	6
	労働関係	労働・労務	1
		雇用	3
		労災	0
		適用関係	1
		その他(労働関係)	1
相談総数		46	

※相談件数と相談総数の合計は、合致しません。

WM使用	使用 受付票	24	年金記録	17
			年金見込額	19
			その他	0

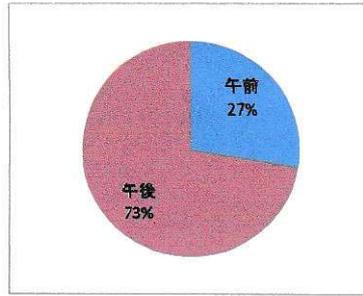
※WM使用受付票総数と、3つの内訳の総数とは合致しません。

令和4年度 三軒茶屋労働・年金相談 相談票の解答集計

回答総数 40

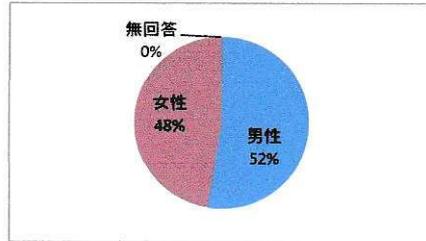
相談時間

項目	実数	割合
午前	11	28%
午後	29	72.5%
無回答	0	0.0%
40		



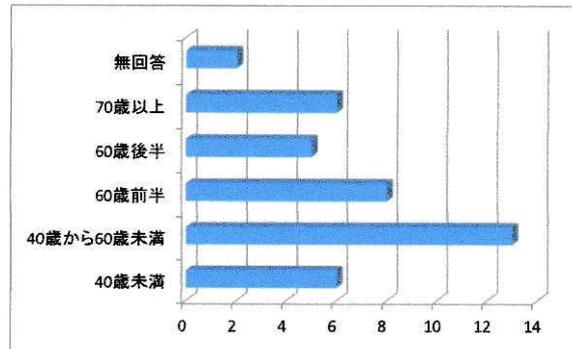
性別

性別	実数	割合
男性	21	52.5%
女性	19	47.5%
無回答	0	0.0%
40		



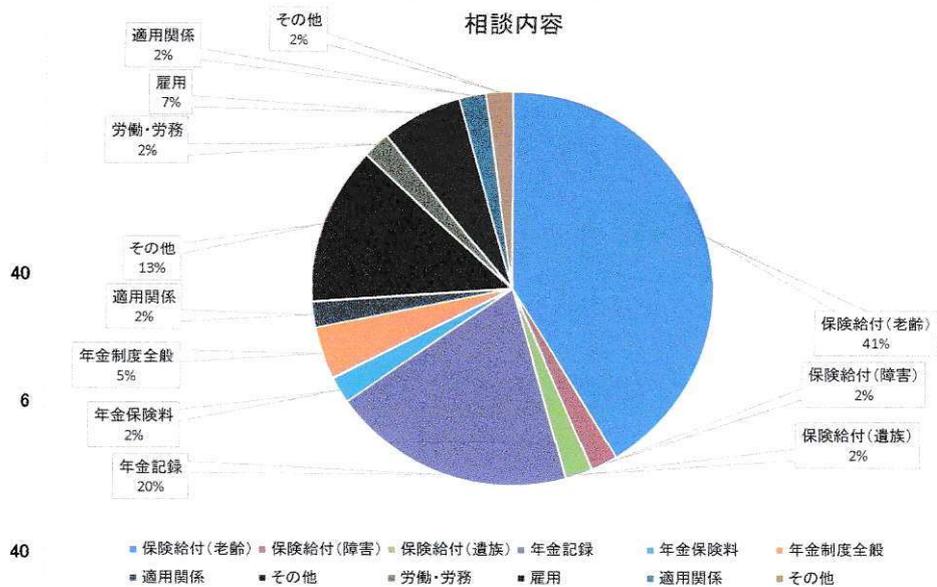
年代

年代	実数	割合
40歳未満	6	15.0%
40歳から60歳未満	13	32.5%
60歳前半	8	20.0%
60歳後半	5	12.5%
70歳以上	6	15.0%
無回答	2	5.0%
40		



相談内容

相談内容	実数	割合
保険給付(老齢)	19	41.3%
保険給付(障害)	1	2.2%
保険給付(遺族)	1	2.2%
年金記録	9	19.6%
年金保険料	1	2.2%
年金制度全般	2	4.3%
健康保険	0	0.0%
適用関係	1	2.2%
年金と他の制度	0	0.0%
その他	6	13.0%
労働・労務	1	2.2%
雇用	3	6.5%
労災	0	0.0%
適用関係	1	2.2%
その他	1	2.2%
総計	46	



WM使用状況	
有	24
無	16
有の内訳	
年金記録	17
見込み額	19
その他	0

番号	時間	WM	性別	年代	相談内容・年金等	相談内容	対応(回答)内容	きつかけ
1	午前	有	男性	60歳後半	保険給付(老齢)	令和4年5月1日資格喪失したので、喪失後の見込み額試算希望。	WMにて見込み額試算を行った。	区のお知らせ
2	午後	有	男性	70歳以上	保険給付(老齢)	70歳時退職予定。65歳時での受取額よりもいくらか月額で増えているのかを、教えてほしい。	WMの見込み額回答票を示す。	通りがかり
3	午後	有	男性	40歳から60歳未満	保険給付(老齢)	年金照会。見込み額。	照会。見込み額。在職の場合。	通りがかり
4	午後	有	女性	60歳前半	保険給付(老齢)	5月で60歳になった。480か月に満たないので、将来の年金を増やすために国民年金保険料を払った方が良いか？	記録をみると、過去にさかのぼっての支払いはできない。任意加入したらどうか？世田谷年金事務所のコンタクト先をお知らせした。	通りがかり
4(1)					年金保険料			
5	午後	有	女性	60歳前半	保険給付(老齢)	年金受給に際し、仕事をしていると、年金額の減額があると聞いた。自分はどうなのか知りたい。	62歳から支給される特別支給の老齢年金と65歳まで今と同じ条件で働き続けた場合の見込み額を説明。本人のケースでは、同様の条件では年金額の支給停止見込みが無い旨及び特別支給の受給案内留意点を説明。	無
6	午後	有	女性	60歳前半	保険給付(老齢)	定年退職した場合の年金受給見込み額。70歳まで繰り下げた場合の受給見込み額。	WMを使用。定年退職時の年金受給見込み額。繰り下げた場合の年金受給見込み額を説明。	通りがかり
7	午後	有	女性	40歳から60歳未満	保険給付(老齢)	年金受給の開始時期、金額を知りたい(7月30日で定年退職した場合)。	WMを使用。年金受給開始時期、見込み額を説明。	無
8	午後	有	女性	40歳から60歳未満	保険給付(老齢)	障害年金を受給中。老齢厚生年金との併給を教えてください。	WMの記録を年額とともに説明した。	通りがかり
8(1)					年金記録			
9	午後	有	男性	60歳後半	保険給付(老齢)	年金を受給している。加えて年金保険料を払っているのに、一向に年金額が増えない。どうなっているのか知りたい。	在職定時改定の仕組みについて説明。改正前は、年金額の再計算は一定時のみであったが、改正により本年10月に再計算し、加入期間追加による増額がある旨を説明。	通りがかり
10	午前	有	女性	70歳以上	その他	後期高齢者医療保険料が老齢年金から天引きされていないこと、介護保険料が高いこと。	こちらで確認したところ結論が出ず、区役所に確認していただく様、お話をさせていただきました。前年度の収入や確定申告の時期等の関係で区から年金事務所への連絡の遅れや反映ができていないのでは？あくまで推察です…。	その他
11	午前	有	男性	70歳以上	保険給付(遺族)	自分が亡くなった場合、残された妻がもらえる遺族年金の額がどの程度か知りたい。受給時の選択肢が複数あるなら教えてください。	WMで試算した夫が亡くなったと仮定した遺族年金額をご本人(夫)の持参された年金額改定通知書(妻分)と合わせて仮の額を提示した。	世田谷線車内ポスター
12	午前	有	男性	60歳前半	年金制度全般	8月で65歳になる。繰り下げるにはどういう手続きが必要か？	65歳時に送られてくるはがきに、そのまま送り返せば65歳以降も年金支給、もし繰り下げたいなら繰り下げに〇をしてください。あるいは、はがき自体を無視してください。共済の記録が出ないことを説明した。	通りがかり
12(1)					その他			
13	午後	有	女性	60歳前半	保険給付(老齢)	年金がもらえる年齢及び額の確認。	記録データにより説明。	通りがかり
14	午前	有	女性	40歳から60歳未満	年金記録	年金の納付記録を確認したい。	WMを使用。年金納付記録を手交。	世田谷線車内ポスター
15	午前	有	男性	70歳以上	保険給付(老齢)	年金納付記録を確認したい。	WM使用。納付記録を手交。	無
16	午前	有	男性	60歳前半	保険給付(老齢)	年金受給見込み額。納付記録を確認したい。	WM使用。見込み額、納付記録を手交。	通りがかり
17	午前	有	男性	60歳後半	保険給付(老齢)	年金の見込み額を知りたい。	WM使用。見込み額を手交。	通りがかり
18	午前	有	男性	70歳以上	年金記録	年金記録の確認。		無
19	午前	有	女性	60歳後半	年金記録	今もらったらいくらか？繰り下げたらいくらか？	年金額(令和4年6月中に繰り下げた場合の額)。	無
19(1)					その他			
20	午後	有	女性	60歳前半	保険給付(老齢)	今会社を辞めたら、夫に配偶者加算額が出るか？令和4年5月までの厚年加入期間239か月の女性。	6月29日までに辞めれば19年11か月なので、配偶者加算は支給される。6月30日だと20年になってしまうので、支給されない。現在の62歳(特老厚)の見込み額を教えた。	通りがかり
20(1)					年金記録			
21	午後	有	男性	無	保険給付(老齢)	国民年金の未納期間の納付。上乘せはどのくらいか？厚年の標準報酬について。	遡及と任意加入するべきであることと、厚年の標準報酬月額に上限があること。	世田谷線車内ポスター
21(1)					年金記録			
22	午後	有	女性	40歳から60歳未満	保険給付(老齢)	年金受給見込み額について教えていただきたい。	60歳まで年金保険料をお支払いした場合の65歳受給見込み額を説明。	その他
23	午後	有	女性	40歳未満	年金記録	学生なのに年金保険料を支払は必要？	必要です。免除手続きされているので、4分の1は支払いましょう。	無

24	午後	有	男性	40歳未満	年金記録	国に帰ったら脱退一時金はもらえるか？	あと3か月支払いがあると、120か月になるので、脱退一時金はもらえなくなります。	無
25	午後	無	女性	40歳から60歳未満	その他	付加年金は基礎年金の保険料支払いと合わせて行わなければ、割増しとなるのか？	基礎年金とセットになっており、割増しとなります。	その他
26	午後	無	女性	40歳から60歳未満	保険給付(老齢)	年金のしくみについて知りたい。	老齢年金の支給、繰り上げ、繰り下げの説明をした。	通りがかり
27	午後	無	男性	40歳未満	その他	学生免除について。	手続き方法の説明と用紙を渡した。	無
28	午後	無	女性	40歳未満	その他	氏名変更手続きについて。	届け出方法について説明。	無
29	午後	無	男性	40歳から60歳未満	年金記録	ねんきん定期便の見方。	定期便に書いてある内容を説明。	通りがかり
30	午後	無	男性	60歳後半	無	5年前くらいに年金事務所から何か書類が届いたが、放置したまま。今日は書類等何も持ってきていない。	5年位前に年金事務所から書類が届いていることから、年金受給権が発生したものであると思われる。当該書類をもって年金事務所へ行かれるようお伝えした。	その他
31	午後	無	男性	40歳から60歳未満	適用関係	5社でアルバイト勤務している(1社では20時間/週)。法改正で101人以上で社保加入できる場合の保険料や給付の仕組みについて知りたい。	国保、国年との違いについて説明。貴殿のケースだと、保険料は1社の報酬によって決まるものであり、2階建ての制度になる。概算保険料についても説明。	通りがかり
32	午後	無	男性	60歳前半	無	失業手当をもらう際、64歳で退職すると、65歳以上で退職するのでは、どちらが得か？	64歳のうちの退職する方が150日受給でき、年金も停止しない。	通りがかり
33	午後	無	男性	40歳から60歳未満	保険給付(老齢)	55歳早期退職、転職を機に、年金制度について理解を深めたばかり、繰り下げや今後の働き方について、今後の相談をしていこうと思う。	先日、WMでご自身のデータは、確認済みとのことでしたので、日本の年金制度の成り立ちや、今後について一般的なお話をしました。土日のみしか相談の時間が取れないとのことだったので、鳥山第1日曜日を案内しました。	通りがかり
34	午後	無	男性	70歳以上	保険給付(老齢)	老齢年金と障害年金について、両方はもらえないのか？	基礎年金はどちらか一方しかもらえません。	無
35	午後	無	女性	40歳から60歳未満	無	残業について(固定残業代)。	固定残業代の仕組みをお伝えした。	通りがかり
36	午前	無	男性	40歳未満	無	現在の有期雇用で勤務中。契約更新はどうなるのか？	雇用契約書に更新の条件の記載があるので、ご確認をお願い。次回お仕事カフェで、契約書を持参し相談するとの事。	通りがかり
37	午後	無	女性	無	保険給付(障害)	夫がガン。最初は形成外科紹介で関東中央病院へ行ったら、骨が溶けているとのこと。共済年金の障害年金を請求した。	初診日証明をとって、認定日の診断書、現在の診断書を取ってください。その間に病歴就労状況等申立書を作成してください。	通りがかり
38	午後	無	男性	40歳から60歳未満	無	賃金未払い。	話の内容より、個人事業主で、準委託契約で仕事を請け負っているとのこと。法テラス及び弁護士との範疇の問題と思われるが、一応労働者性が不明なので労基署の連絡先を案内。	通りがかり
39	午後	無	女性	40歳から60歳未満	年金制度全般	支給開始年齢及び在職老齢年金について教えてほしい。	日本年金機構のパンフレットにより説明した。	通りがかり
40	午後	無	女性	40歳未満	無	休業給付金の受給が可能かどうか知りたい。	詳細については、厚生労働省職業安定局に確認してください。電話番号等連絡先を案内。	通りがかり

令和4年6月21日

令和4年度 研修委員会 事業計画

東京都社会保険労務士会 世田谷支部 研修委員会

1. 支部研修会

- 1) 研修テーマ：支部研修に関する会員の希望調査を実施中です。(締切6月25日) 調査結果を参考にし、他部会の活動や統括支部の活動とも連携する研修テーマを設定したい。
- 2) 運営方法：新型コロナウイルス感染症の状況にもよるが、統括支部研修や東京会の研修がオンライン中心となっているので、支部の研修は会場開催を志向したい。(With コロナ時代の研修運営の手本となる様な感染対策を徹底する前提で) 感染対策面からも大人数での開催は難しいので「参加者が少数であることの良さを活かす」という視点もテーマ選定時の要素とする。また会場開催の利点である「講師とのコミュニケーション」時間を十分に確保した研修内容とする。

◆研修会 開催計画	開催時期	テーマ
前期研修会	令和4年8～9月	未定
新入会員オリエンテーション	令和4年11月	新入会員の悩み解決・支部活動勧誘
宿泊研修会	令和5年1～2月	未定
後期研修	令和5年2～3月	未定

2. 定例会 業務研修

登録3年前後の会員が人前で話をする経験を積む場として、45分～1時間程度で開催する。研修テーマは法改正に関わる事や自身が得意とする内容とし、定例会の開催方法に準じて実施する。但し、支部が行う事業に必要な知識等の習得が求められる場合及び支部会員の資質向上を図る場合は、上記に関わらずテーマ設定し実施する。

◆業務研修 開催計画	開催時期	テーマ
第1回定例会	本日	インボイス制度
第2回定例会	令和4年9～10月頃	障害年金
第3回定例会	令和4年12～令和5年1月	未定
第4回定例会	令和5年2～3月	未定

以上

令和 4 年度の主な活動について、 本会世田谷支部との連携、協力を得て推進します。

- 1 「働き方改革関連事業」、「労働条件審査」、「社労士成年後見制度」及び「がん患者・障がい者等の就労支援」等が区民の一層の理解と協力を得られるよう、区議会に働きかけます。
- 2 東京都に請願が採択された「学校教育における教育の実施」の推進について、区に対して強力に要請します。
- 3 永年に渡り政連世田谷が果たした区の相談会等の諸施策について、政連の重要性を訴え、入会勧奨を強化します。
- 4 連合会が示した第 9 次社労士法改正が実現するように、地元議員に働きかけます。
- 5 世田谷区選出の議員と、関連する政策について日常的な協議を継続して実施しましょう。
- 6 将来の社労士業務を理解するため、支部独自の政策フォーラムを開催する。以下の項目について、松村克彦新副区長と協働の可能性を検討。
- 7 国のデジタル政策と社労士業務のデジタル化へ備えます。備える原点は、業務標準化、即時性と量的均一化、紙の文字から電子の文字へ。
- 8 行政と規制の改革で、DX化は急加速で実施されます。新たな仕組みについて所掌業務の法改正にその専門家として積極的に発信していく責務があります。
- 9 電子メールの活用により「見える政連」「関心の持てる政連」を目指し、組織活動の価値増大を図ります。

「政連とは」このように考えます。

- 1、国家資格者たる社労士の使命達成に、社労士法のみならず法別表第 1 に定める法律の改訂を目指すことが望まれます。専門分野の知見を立法に訴え、政策に反映させる役割を果たしましょう。「政連」とは「政策連盟」です。
- 2、過去から現在までは法律の有効性がありました。不透明な将来を法律は保障してません。過去の延長でなく、将来を築くことが「働き方改革」になります。
- 3、政連と本会は組織的には車の両輪です。社労士は一人一人が本会員と政連会員の一人二役です。